

平成29年第2回新居浜市農業委員会農地部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成29年2月6日(月曜日) 13:30～13:48
(2) 会議の場所 市役所庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 16名

第1番	桑山尚久	第9番	秦昭一
第2番	山本健十郎	第10番	篠原修
第3番	村上勝利	第11番	加藤喜三男
第4番	寺尾俊行	第12番	小野春雄
第5番	神野賢二	第13番	岡部正明
第6番	矢野重明	第14番	岡田充
第7番	守谷博明	第15番	山下元
第8番	古川一豊	第16番	福田満壽夫

- (2) 欠席委員 なし

3 会議に出席した事務局職員

事務局長 戸張博司 事務局次長 原道樹
係長 近藤常夫

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

- 議案第1号 農用地利用集積計画について
議案第2号 農地の所有権移転について
議案第3号 農地の転用について
議案第4号 農地の転用に伴う所有権移転等について
参考事項 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

6 議 事

13時30分開会

岡部部会長 皆さん、こんにちは。

暦の上では、立春が過ぎましたが、当分は今日のような寒さが続くことが予想されます。任期も残り半年を切りましたが頑張ってください。

それでは、ただいまから平成29年第2回新居浜市農業委員会 農地部会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

なお、議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号が意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

なお、本日の議事録署名委員でございしますが、会議規則第19条の規定により、部会長において桑山尚久委員と山本健十郎委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

それでは、1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

近藤農地係長 議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございします。内容といたしましては、田2筆、畑12筆面積7,349平方メートルでございします。

2ページをお開きください。

申請は、3番および4番の(1-1)さん及び5番の(1-2)さんの2件でございします。

内訳といたしましては、期間、5年2か月が1件、9年8か月が2件、利用権の種類は、いずれも使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

岡部部会長 ありがとうございます。

以上、3番から5番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませぬか。

(「なし」の声あり)

岡部部長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部長 3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長 議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第1番の1件でございます。

4ページをお開きください。

第1番は東田二丁目、畑、1筆、面積468平方メートル、譲受人は、市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在、3反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

岡部部長 ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきまして、地元農業委員であります、篠原修委員よりご報告いただきたいと思っております。それでは、篠原委員よろしく申し上げます。

篠原修委員 1月10日に本申請地の現地調査を行いました。申請地は、適切に管理されておりました。申請人からも聞き取りを行いました。季節野菜を作付することでありまして、耕作意欲も十分あり本申請については問題ないと思われまので、よろしくご審議をお願いします。

岡部部長 ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

近藤農地係長 議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、2件であります。

6ページをお開きください。

1番、沢津町三丁目、田1筆、申請人は、(3-1)さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

2番、東田一丁目、田1筆、申請人は、(3-2)さん。内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、雑種地 190.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

なお、1番から2番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

岡部部会長 以上、1番及び2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

近藤農地係長 議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、17件であります。

8ページをお開きください。

23番、船木 字高祖、畑1筆、譲受人は、(4-1)さん。内容は、露天資材置場、一体利用地として、宅地 80.19平方メートルがあり、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

24番、沢津町三丁目、田1筆、譲受人は、(4-2)さん。内容は、自己用駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

25番、船木 字元船木、田2筆、譲受人は、(4-3)さん。内容は、自己住宅93.14平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

9ページをご覧ください。

26番、横水町、畑1筆、譲受人は、(4-4)さん。内容は、自己住宅64.92平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

27番、萩生 字本郷、畑1筆、譲受人は、(4-5)さん。内容は、自己住宅87.36平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

28番、新須賀町三丁目、畑1筆、譲受人は、(4-6)さん。内容は、自己住宅82.81平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

10ページをお開きください。

29番、新須賀町三丁目、畑1筆、譲受人は、(4-7)さん。内容は、自己住宅67.90平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

30番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(4-8)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

31番、宮原町、畑1筆、譲受人は、(4-9)さん。内容は、露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

32番、高田一丁目、田5筆、譲受人は、(4-10)さん。内容は、建売住宅(11戸)668.68平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

33番、中村松木一丁目、畑3筆、譲受人は、(4-11)さん。内容は、自己住宅 109.30平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

34番、黒島二丁目、畑1筆、譲受人は、(4-12)さん。内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地 323.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

35番、宮原町、田1筆、譲受人は、(4-13)さん外1名。内容は、自己住宅 98.66平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

36番、宮原町、田1筆、譲受人は、(4-14)さん。内容は、建売住宅(8戸) 489.72平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

37番、星原町、畑3筆、譲受人は、(4-15)さん。内容は、自己住宅 98.43平方メートル、一体利用地として、宅地 172.50平方メートルがあり、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に市立泉川中学校及びこたに歯科医院が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

38番、新須賀町二丁目、畑1筆、譲受人は、(4-16)さん。内容は、露天駐車場、一体利用地として、宅地 535.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

39番、船木 字元船木、畑1筆、譲受人は、(4-17)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は、賃借権で期間は20年です。

また、23番から39番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

岡部部会長 以上、23番から39番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいで

しょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 14ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての報告事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして平成29年第2回新居浜市農業委員会農地部会を閉会いたします。

13時48分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。
新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委員

委員